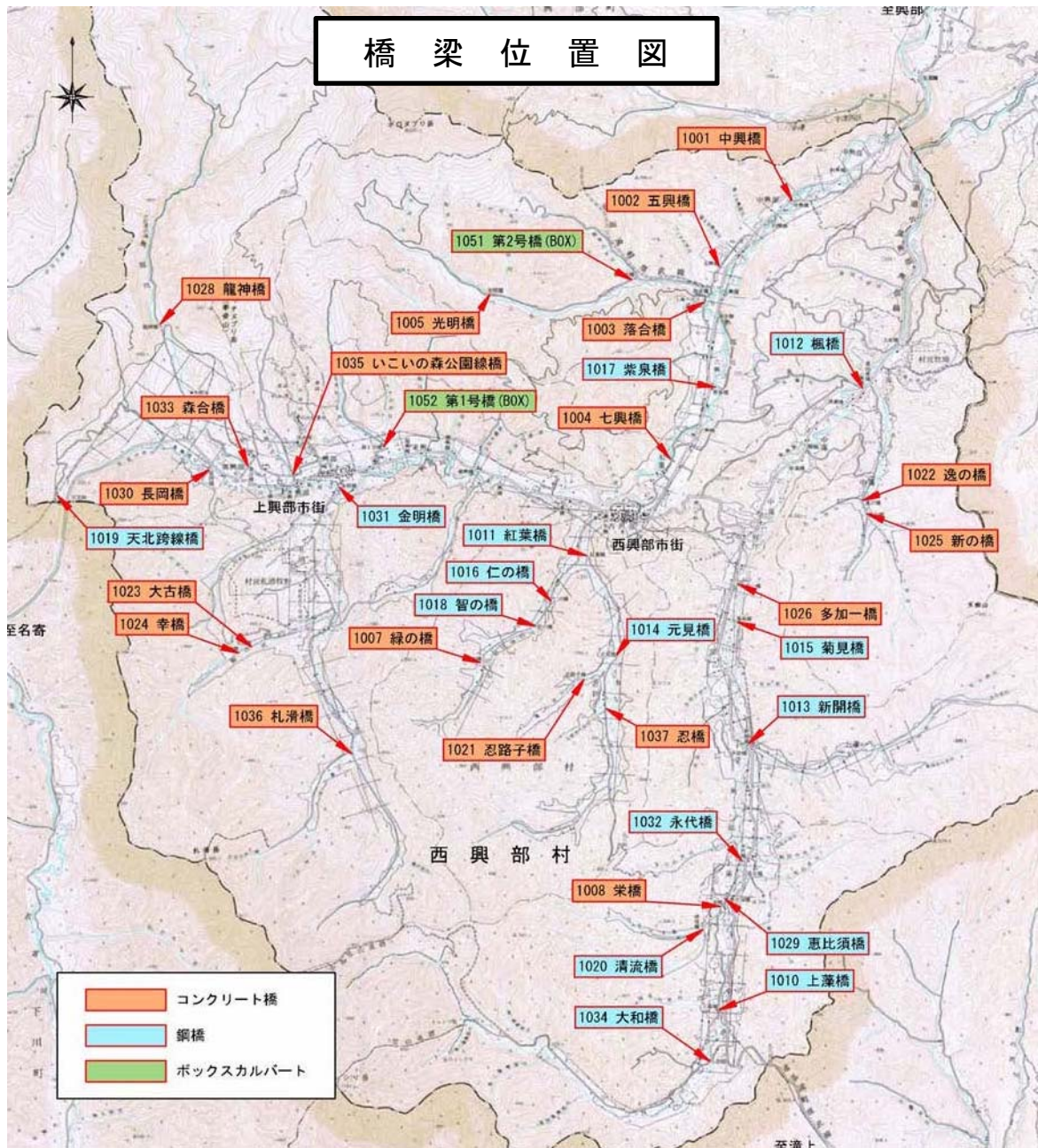

西興部村管内橋梁点検(道路橋)

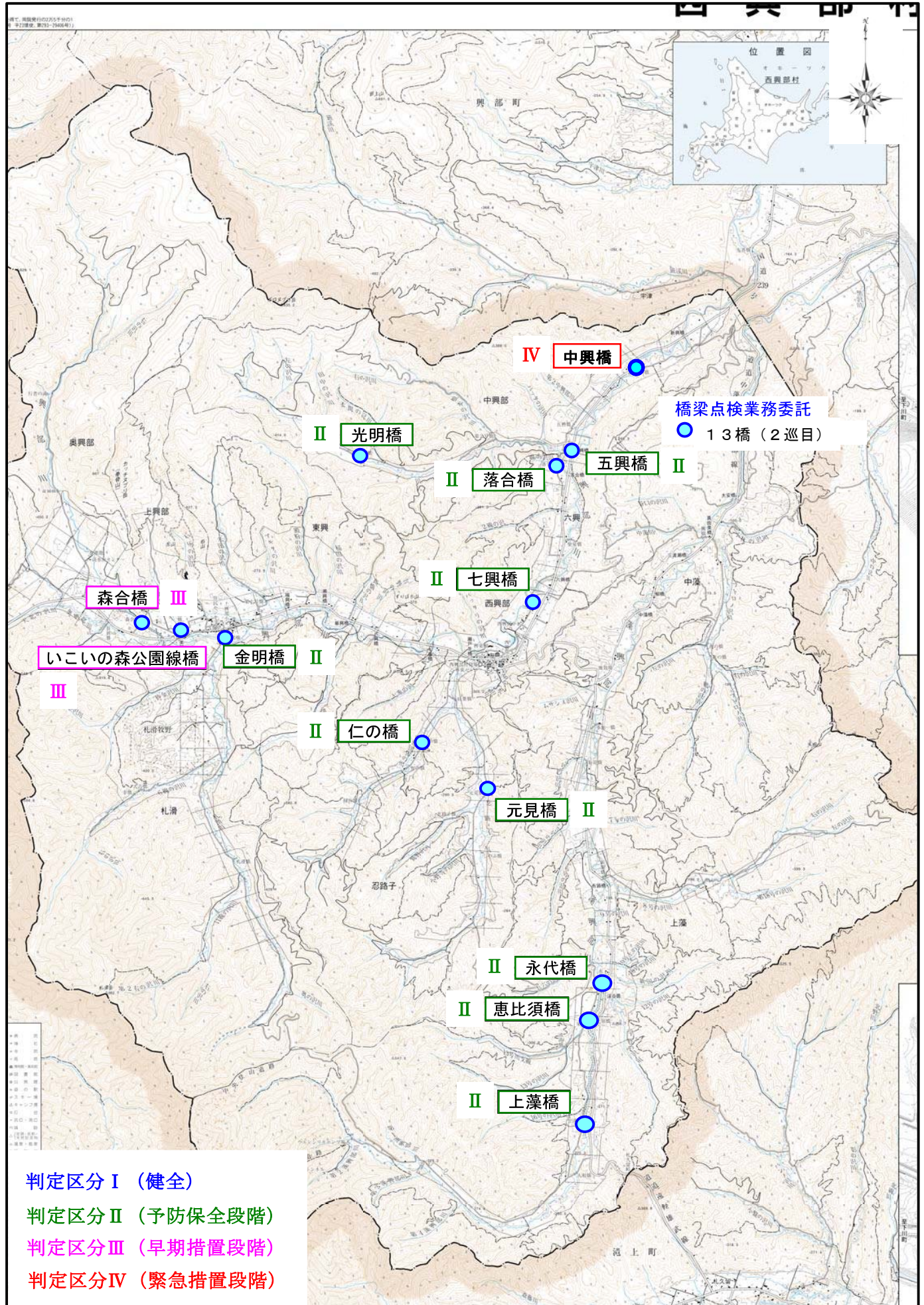


北海道西興部村

橋梁位置図

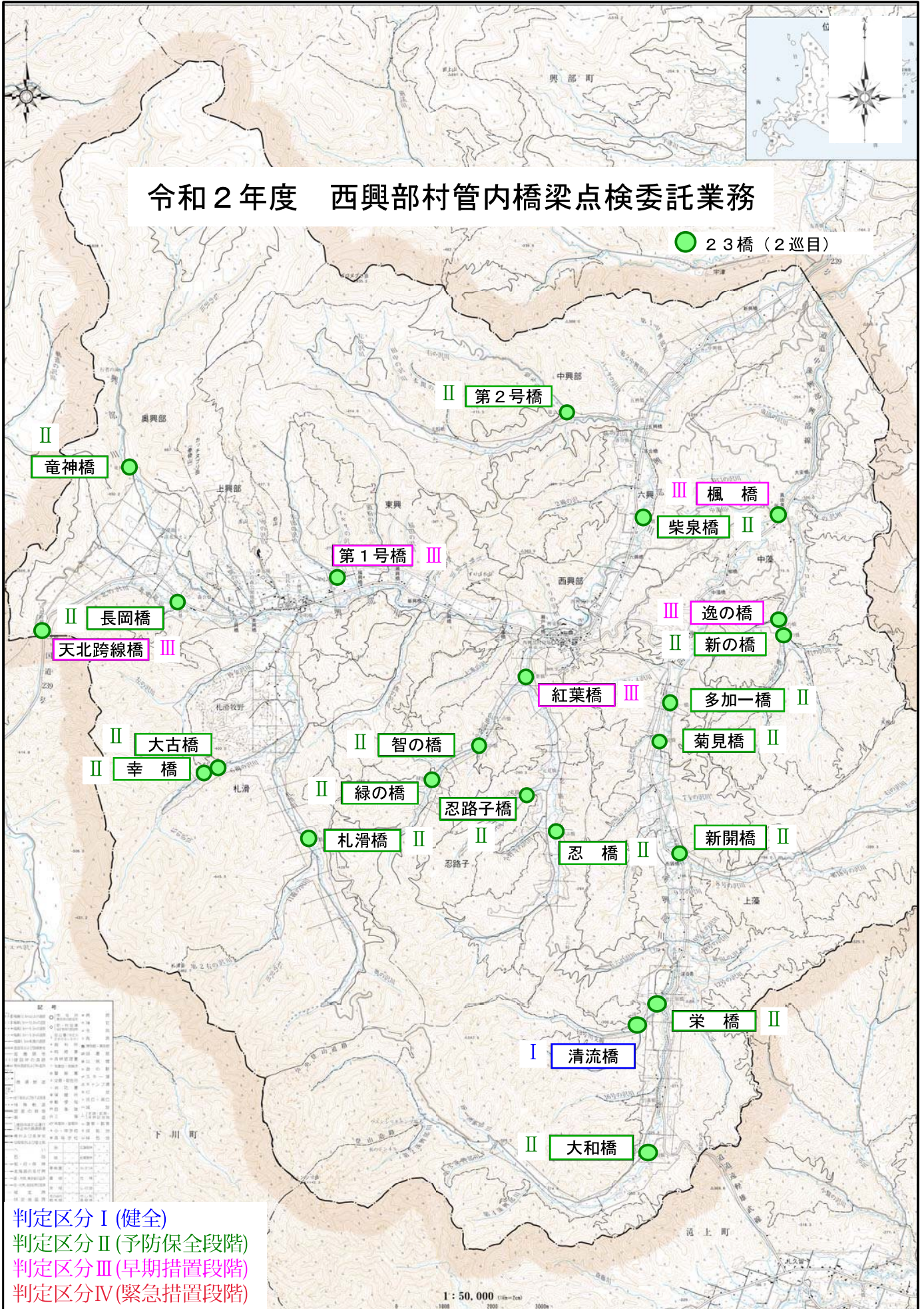


令和元年度 西興部村橋梁点検業務委託



令和2年度 西興部村管内橋梁点検委託業務

● 23橋 (2巡目)



西興部村役場

0.0 1.0 2.0 3.0 4.0 5.0 km

1:100000

1-8

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平23情使、第293-29406号)」

北海道地図株式会社

西興部村橋梁諸元一覧表

整理番号	橋梁番号	橋梁名	径間	橋長	幅員	橋種	路線名	道路種別	※1	※2	※3	※3	緊急輸送路の指定	迂回路	架設年次	供用年数(2019)	交差物名	備考
									判定(定期点検)	橋梁健全度	管理水準	維持管理区分						
1	1001	中興橋	3	38.40	5.50	RC	中興部六興線道路	2級	Ⅳ	44	1種	A	無	有	1935	84	興部川	
2	1002	五興橋	1	10.00	5.10	RC	中興部六興線道路	その他	Ⅱ	76	3種	C	無	有	1945	74	第2中興部川	
3	1003	落合橋	1	10.00	5.50	RC	中興部六興線道路	その他	Ⅱ	77	3種	C	無	無	1945	74	一線の沢川	
4	1004	七興橋	1	5.30	5.00	RC	六興七重線道路	その他	Ⅱ	89	3種	C	無	有	1949	70	興部川支流	
5	1005	光明橋	1	5.35	3.60	RC	ペンケ道路	その他	Ⅱ	63	3種	C	無	無	1961	58	ペンケ川	
6	1010	上藻橋	1	30.50	4.50	鋼	上藻13号17号線	その他	Ⅱ	60	1種	A	無	有	1970	49	藻興部川	
7	1014	元見橋	1	8.50	5.50	鋼	西興部忍路子線	2級	Ⅱ	81	1種	A	無	無	1973	46	忍路子川	
8	1016	仁の橋	1	15.50	5.50	鋼	山形団体道路	2級	Ⅱ	68	1種	A	無	無	1975	44	山形団体の川	
9	1029	恵比須橋	1	30.60	6.00	鋼	上藻13号道路	1級	Ⅱ	78	1種	A	無	有	1988	31	藻興部川	
10	1031	金明橋	1	26.90	6.00	鋼	札滑道路	1級	Ⅱ	71	1種	A	無	無	1993	26	興部川	
11	1032	永代橋	1	31.20	6.00	鋼	上藻13号道路	1級	Ⅱ	70	1種	A	無	有	1993	26	藻興部川	
12	1033	森合橋	1	26.10	6.00	PC	興部24線道路	2級	Ⅲ	63	1種	A	無	有	1995	24	興部川	
13	1035	公園橋	1	16.40	6.00	PC	いこいの森公園線	その他	Ⅲ	68	1種	A	無	有	1999	20	本間の沢川	

※1 判定の定義は以下である。

Ⅰ(健全)：道路橋の機能に支障が生じていない状態

Ⅱ(予防保全段階)：道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態

Ⅲ(早期措置段階)：道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態

Ⅳ(緊急措置段階)：道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

※2 橋梁健全度は、橋梁全体の健全度を定量化するものであり、すべての部材が健全な状態で100点となる。

※3 西興部村が設定した管理水準と維持管理区分の定義は以下である。

管理水準と維持管理区分の定義(西興部村)

管理水準	内容	維持管理区分
管理水準1種	・第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁 (人家、公共施設、集落センター、上下水道添架のある橋等)	A
管理水準2種	・緊急輸送道路 ・除雪している道路 ・観光地を結ぶ道路 ・市街地区(西興部地区、上興部地区)	
管理水準3種	・上記以外で橋長15m以上	B
	・上記以外で橋長15m未満	C

西興部村橋梁諸元一覧表

整理番号	橋梁番号	橋梁名	径間	橋長	幅員	橋種	路線名	道路種別	※1	※2	※3	※3	緊急輸送路の指定	迂回路	架設年次	供用年数(2020)	交差物名	占用物件
									判定(定期点検)	橋梁健全度	管理水準	維持管理区分						
1	1007	緑の橋	1	5.35	4.00	PC	山形団体道路	2級	Ⅱ	66	3種	B	無	無	1965	55	山形団体の川	
2	1008	栄橋	1	11.50	4.00	PC	上藻13号17号線	その他	Ⅱ	67	3種	C	無	有	1967	53	13号の沢川	
3	1011	紅葉橋	1	15.50	5.50	鋼	西興部忍路子線	2級	Ⅲ	54	1種	A	無	無	1972	48	忍路子川	
4	1012	楓橋	1	39.60	4.00	鋼	七重中藻線道路	その他	Ⅲ	68	3種	B	無	有	1973	47	藻興部川	
5	1013	新開橋	2	40.00	6.00	鋼	上藻8号道路	2級	Ⅱ	86	3種	B	無	無	1973	47	藻興部川	
6	1015	菊見橋	1	30.00	6.00	鋼	上藻川向道路	その他	Ⅱ	60	3種	B	無	無	1974	46	藻興部川	
7	1017	紫泉橋	2	42.30	6.00	鋼	六興道路	その他	Ⅱ	63	2種	A	無	無	1977	43	興部川	
8	1018	智の橋	1	15.50	5.50	鋼	山形団体道路	2級	Ⅱ	69	3種	B	無	無	1978	42	山形団体の川	
9	1019	天北跨線橋	1	15.00	4.00	鋼	越中団体道路	その他	Ⅲ	56	3種	B	無	有	1978	42	名寄本線(旧JR)	
10	1020	清流橋	1	15.50	5.00	鋼	上藻13号支線道路	その他	I	83	3種	B	無	無	1979	41	13号の沢川	
11	1021	忍路子橋	1	7.34	5.00	PC	忍路子鷺野道路	その他	Ⅱ	76	3種	C	無	無	1980	40	鷺野の沢川	
12	1022	逸の橋	1	13.14	5.00	PC	布登呂道路	その他	Ⅲ	68	3種	C	無	無	1981	39	フトロノ沢川	
13	1023	大古橋	1	7.34	5.00	PC	札滑六線道路	その他	Ⅱ	76	3種	C	無	無	1981	39	六線の沢川	
14	1024	幸橋	1	7.34	5.00	PC	札滑六線道路	その他	Ⅱ	84	3種	C	無	無	1982	38	六線の沢川	
15	1025	新の橋	1	13.10	5.00	PC	布登呂道路	その他	Ⅱ	71	3種	C	無	無	1983	37	フトロノ沢川	
16	1026	多加一橋	2	30.60	4.00	PC	上藻2号道路	その他	Ⅱ	67	3種	B	無	無	1984	36	藻興部川	
17	1028	竜神橋	1	21.80	6.00	PC	奥興部支線道路	1級	Ⅱ	59	2種	A	無	無	1987	33	興部川	
18	1030	長岡橋	1	14.50	5.00	PC	奥興部25線道路	その他	Ⅱ	67	3種	C	無	無	1989	31	奥興部川	
19	1034	大和橋	1	24.80	6.00	鋼	上藻乙号線道路	2級	Ⅱ	67	2種	A	無	有	1995	25	藻興部川	
20	1036	札滑橋	1	20.06	5.00	PC	札滑9線道路	その他	Ⅱ	83	3種	B	無	無	2001	19	札滑川	
21	1037	忍橋	1	19.60	5.50	PC	忍路子2号道路	その他	Ⅱ	95	3種	C	無	無	2003	17	忍路子川	
22	1501	第2号橋(BOX)	1	4.50	11.05	RC	ペンケ道路	その他	Ⅱ	88	3種	C	無	無	1954	66	根本の沢川	
23	1502	第1号橋(BOX)	1	3.00	6.70	RC	区画外道路	2級	Ⅲ	78	2種	A	無	無	1960	60	米田の沢川	

※1 判定の定義は以下である。

I (健全) : 道路橋の機能に支障が生じていない状態

II (予防保全段階) : 道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態

III (早期措置段階) : 道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態

IV (緊急措置段階) : 道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

※2 橋梁健全度は、橋梁全体の健全度を定量化するものであり、すべての部材が健全な状態で100点となる。

※3 西興部村が設定した管理水準と維持管理区分の定義は以下である。

管理水準と維持管理区分の定義 (西興部村)

管理水準	内容	維持管理区分
管理水準1種	・第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁 (人家、公共施設、集落センター、上下水道添架のある橋等)	A
管理水準2種	・緊急輸送道路 ・除雪している道路 ・観光地を結ぶ道路 ・市街地区(西興部地区、上興部地区)	
管理水準3種	・上記以外で橋長15m以上	B
	・上記以外で橋長15m未満	C

点検結果総括表

※ 橋梁健全度(BHI)は、a=5、b=4、c=3、d=2、e=1点とし、部材の重要度に応じて重み係数(1~3)を乗じて算出する。
BHIの目安は、健全:100~91、概ね健全:90~81、劣化している:80~61、劣化が著しい:60~である。

整理番号	橋梁番号	橋梁名	橋長(m)	維持管理区分	供用開始	経過年数	径間番号	A. 調査結果(各部材毎に最悪値を記入) ※														B. 部材単位の健全性の診断					C. 橋梁毎の健全性の診断		前回点検との比較			
								主桁	横桁	対傾構	横構	床版	下部工	支承部	装伸縮	防高欄	地覆	装排水	舗装	健全度	上部構造			下部構造	支承部	その他	判定	所見等	前回判定	今回判定	判定が向上または低下した理由	
																					係数3	係数1										係数3
1	1001	中興橋	38.40	A	1935年	84年	1	d	d	-	-	d	d	b	d	d	d	d	d	d	44	III	III	III	IV	II	III	IV	P2橋脚に底版下面の露出(洗掘)や、横桁に最大1.2mmのひび割れや、A1・A2橋台ウイングの断裂、防護柵の著しい欠損・破断が確認され、緊急に措置を講ずべき状態である。	III	IV	P2橋脚の洗掘の進行
								d	d	-	-	d	e	b	-	d	b	d	c	52												
								d	c	-	-	d	d	b	d	d	b	d	d	49												
2	1002	五興橋	10.00	C	1945年	74年	1	c	-	-	-	a	c	a	a	d	d	-	a	76	II	-	I	II	I	II	II	補修工事済であるが、主桁に軽微な鉄筋露出、下部工に軽微な鉄筋露出、遊離石灰の析出、防護柵支柱の著しい変形やボルト脱落が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。	III	II	補修工事の実施	
3	1003	落合橋	10.00	C	1945年	74年	1	a	b	-	-	a	b	d	a	d	c	d	a	77	I	I	I	II	II	III	II	補修工事済であるが、下部工に遊離石灰の析出、高欄に著しい変形、地覆に剥離が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。	III	II	補修工事の実施	
4	1004	七興橋	5.30	C	1949年	70年	1	a	-	-	-	-	d	a	a	-	b	-	a	89	I	-	-	II	I	I	II	補修工事済であるが、起点側下部工に錆汁を伴う遊離石灰が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。	III	II	補修工事の実施	
5	1005	光明橋	5.35	C	1961年	58年	1	c	-	-	-	-	c	d	d	d	c	d	a	63	II	-	-	II	II	III	II	補修工事済であるが、主桁に鉄筋露出や、防護柵に欠落や、伸縮装置からの漏水が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。	III	II	補修工事の実施	
6	1010	上藻橋	30.50	A	1970年	49年	1	b	-	b	b	d	c	d	d	c	b	b	c	60	II	II	II	II	III	III	II	鋼桁に塗装劣化、下部工に最大0.3mmのひび割れ、支承にモルタル割れやナットの緩み、伸縮装置からの漏水が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。	II	II	-	
7	1014	元見橋	8.50	A	1973年	46年	1	b	b	-	-	b	b	d	a	b	a	b	a	81	II	II	II	II	II	II	II	補修工事済であるが、鋼桁に腐食や塗装劣化、支承にナットの緩みが確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。	III	II	補修工事の実施	
8	1016	仁の橋	15.50	A	1975年	44年	1	a	a	-	-	d	c	c	b	c	d	a	b	68	I	I	II	II	II	II	II	補修工事済であるが、床版に漏水、遊離石灰、最大0.25mmのひび割れや、下部工に最大0.3mmのひび割れが確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。	III	II	補修工事の実施	
9	1029	恵比須橋	30.60	A	1988年	31年	1	a	a	-	a	d	b	d	a	b	b	a	a	78	I	I	II	II	II	II	II	補修工事済であるが、床版に最大0.4mmのひび割れや、支承アンカーボルトにゆるみが確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。	III	II	補修工事の実施	
10	1031	金明橋	26.90	A	1993年	26年	1	b	b	b	b	d	c	b	a	c	c	a	a	71	II	II	II	II	II	II	II	高欄に亀裂、主桁に腐食、防食機能の劣化、下部工に最大0.3mmのひびわれ、遊離石灰が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。	II	II	-	
11	1032	永代橋	31.20	A	1993年	26年	1	b	b	b	b	d	c	b	b	b	c	b	a	70	II	II	II	II	II	II	II	補修工事済であるが、鋼桁に腐食、防食機能の劣化、床版に最大0.2mmのひびわれ、遊離石灰などが確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。	II	II	-	
12	1033	森合橋	26.10	A	1995年	24年	1	a	-	-	-	d	c	d	d	a	c	d	d	63	I	-	III	II	II	III	III	床版に錆汁を伴う遊離石灰や、地覆下面に鉄筋露出や、支承の土砂詰まり、伸縮装置からの漏水が確認され、早期に措置を講ずる事が望ましい。	III	III	-	

点検結果総括表

※ 橋梁健全度(BHI)は、a=5、b=4、c=3、d=2、e=1点とし、部材の重要度に応じて重み係数(1~3)を乗じて算出する。
BHIの目安は、健全:100~91、概ね健全:90~81、劣化している:80~61、劣化が著しい:60~である。

整理番号	橋梁番号	橋梁名	橋長(m)	維持管理区分	供用開始	経過年数 (2019)	径間番号	A. 調査結果(各部材毎に最悪値を記入) ※														B. 部材単位の健全性の診断					C. 橋梁毎の健全性の診断		前回点検との比較		
								主桁 係数3	横桁 係数1	対傾構 係数1	横構 係数3	床版 係数3	下部工 係数3	支承部 係数2	装伸縮 係数2	防高欄柵・ 係数2	地覆 係数2	装排水 係数1	舗装 係数1	健全度 BHI	上部構造			下部構造	支承部	その他	判定	所見等	前回判定	今回判定	判定が向上または低下した理由
																					主桁	横桁	床板								
13	1035	公園橋	16.40	A	1999年	20年	1	a	-	-	-	d	c	d	b	b	b	d	c	68	I	-	III	II	I	II	III	床版に錆汁を伴う遊離石灰、下部工に最大0.4mmのひび割れ・遊離石灰などが確認され、早期に措置を講ずべき状態である。	III	III	-

部材単位又は橋梁毎の健全性診断の判定区分

区分	状態	総合判定の目安
I	健全	部材または道路橋の機能に支障が生じていない状態 主部材(主桁・床版・下部工)がI判定の場合
II	予防保全段階	部材または道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態 他の条件(I, III, IV)に該当しない場合
III	早期措置段階	部材または道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態 主部材(主桁・床版・下部工)がIII判定の場合
IV	緊急措置段階	部材または道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 部材単位がIV判定の場合

点検結果総括表

※ 橋梁健全度(BHI)は、a=5、b=4、c=3、d=2、e=1点とし、部材の重要度に応じて重み係数(1~3)を乗じて算出する。
BHIの目安は、健全:100~91、概ね健全:90~81、劣化している:80~61、劣化が著しい:60~である。

整理番号	橋梁番号	橋梁名	橋長(m)	維持管理区分	供用開始	経過年数 (2020)	径間番号	A. 調査結果 (各部材毎に最悪値を記入) ※													B. 部材単位の健全性の診断					C. 橋梁毎の健全性の診断		前回点検との比較			
								主桁 係数3	横桁 係数1	対傾構 係数1	横構 係数3	床版 係数3	下部工 係数3	支承部 係数2	装伸縮 係数2	防高欄柵・ 係数2	地覆 係数2	装排水 係数1	舗装 係数1	健全度 BHI	上部構造			下部構造	支承部	その他	判定	所見等	前回判定	今回判定	判定が向上または低下した理由
																					主桁	横桁	床板								
1	1007	緑の橋	5.35	B	1965年	55年	1	c	-	-	-	a	c	a	d	d	c	d	d	66	II	-	I	II	I	II	II	主桁軸方向に0.1m2以上の遊離石灰、下部工に1.0m2以上の剥離や、伸縮装置部からの漏水などが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
2	1008	栄橋	11.50	C	1967年	53年	1	c	-	-	-	d	a	a	d	c	b	d	d	67	II	-	II	I	I	II	II	主桁に鉄筋露出を伴う0.1m2未満の剥離、床版に錆汁を伴う遊離石灰や、伸縮装置からの漏水などが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
3	1011	紅葉橋	15.50	A	1972年	48年	1	b	b	-	-	d	d	d	d	d	b	b	d	54	II	II	II	III	III	III	III	主桁・横桁に防食機能の劣化、A1下部工の洗掘、支承に傾斜が見られる。伸縮装置の機能については問題ないが、打継ぎ部からの漏水により、胸壁から錆汁を伴う遊離石灰などが確認され、早期に措置を講ずべき状態である。	III	III	-
4	1012	楓橋	39.60	B	1973年	47年	1	b	-	a	b	d	b	c	b	b	d	b	b	68	II	I	III	II	II	III	III	地覆に鉄筋露出を伴う0.1m2以上の剥離、床版ひびわれや支承機能の低下などが確認され、早期に措置を講ずべき状態である。ウイング部の土砂流出は維持工事での対応が望ましい。	II	III	経年劣化
5	1013	新開橋	40.00	B	1973年	47年	1	a	a	-	-	d	b	a	a	a	b	a	a	86	I	I	II	II	I	II	II	床版02に最大0.5mmのひびわれ、下部工に1.0m2未満の剥離や地覆の遊離石灰などが確認され、早期に措置を講ずべき状態である。	III	II	-
							2	a	a	-	-	d	b	a	a	a	b	a	a	86	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II
6	1015	菊見橋	30.00	B	1974年	46年	1	b	b	b	b	d	c	d	b	d	c	d	a	60	II	II	II	II	III	III	II	主桁・横桁及び、鋼部材に防食機能の劣化、床版ひびわれや、下部工に最大1.0mmのひびわれなどが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
7	1017	紫泉橋	42.30	A	1977年	43年	1	b	b	-	-	d	b	c	b	d	d	d	a	63	II	II	II	II	II	III	II	主桁・横桁に防食機能の劣化、床版ひびわれ、下部工に遊離石灰が見られる。支承のモルタル欠損や、防護柵の破断などが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
							2	b	b	-	-	d	b	c	b	b	d	d	a	67	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II
8	1018	智の橋	15.50	B	1978年	42年	1	b	b	-	-	d	c	c	a	b	c	b	b	69	II	II	II	II	II	II	II	主桁・横桁に防食機能の劣化、床版ひびわれ、下部工に最大0.3mmのひびわれや、支承の沓座モルタル欠損などが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
9	1019	天北跨線橋	15.00	B	1978年	42年	1	b	b	-	-	d	d	c	d	d	b	b	d	56	II	II	II	III	II	III	III	主桁・横桁に防食機能の劣化、伸縮装置からの漏水や、舗装に最大17mmの亀甲ひびわれ、下部工に錆汁を伴う遊離石灰などが確認され、早期に措置を講ずべき状態である。	III	III	-
10	1020	清流橋	15.50	B	1979年	41年	1	a	a	-	-	d	b	a	a	b	b	a	b	83	I	I	II	II	I	I	I	床版や下部工にひびわれ、防護柵に変形などが確認されるが、道路橋の機能に支障が生じていない。	III	I	補修工事の実施
11	1021	忍路子橋	7.34	C	1980年	40年	1	a	-	-	-	-	c	b	d	b	d	b	b	76	I	-	-	II	II	II	II	下部工に最大0.4mmのひびわれ、支承205のゴム劣化や、伸縮装置部からの漏水などが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
12	1022	逸の橋	13.14	C	1981年	39年	1	c	-	-	-	-	c	b	d	c	c	d	b	68	II	-	-	II	II	III	III	主桁と下部工に鉄筋露出を伴う剥離、伸縮装置のゴム抜け落ちによる漏水や、地覆側面に剥離などが確認され、早期に措置を講ずべき状態である。	II	III	経年劣化

点検結果総括表

※ 橋梁健全度(BHI)は、a=5、b=4、c=3、d=2、e=1点とし、部材の重要度に応じて重み係数(1~3)を乗じて算出する。
BHIの目安は、健全:100~91、概ね健全:90~81、劣化している:80~61、劣化が著しい:60~である。

整理番号	橋梁番号	橋梁名	橋長(m)	維持管理区分	供用開始	経過年数(2020)	径間番号	A. 調査結果(各部材毎に最悪値を記入) ※														B. 部材単位の健全性の診断					C. 橋梁毎の健全性の診断		前回点検との比較		
								主桁	横桁	対傾構	横構	床版	下部工	支承部	装伸縮	防高欄柵・	地覆	装排水	舗装	健全度	上部構造			下部構造	支承部	その他	判定	所見等	前回判定	今回判定	判定が向上または低下した理由
																					係数3	係数1									
13	1023	大古橋	7.34	C	1981年	39年	1	b	-	-	-	-	b	b	d	b	c	d	b	76	II	-	-	II	II	II	II	主桁・下部工に剥離、支承203・205のゴム劣化や、伸縮装置からの漏水などが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
14	1024	幸橋	7.34	C	1982年	38年	1	a	-	-	-	-	b	a	d	b	c	a	b	84	I	-	-	II	I	II	II	下部工に1.0m2未満の剥離や、伸縮装置からの漏水などが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
15	1025	新の橋	13.10	C	1983年	37年	1	b	-	-	-	-	d	d	d	b	b	a	b	71	II	-	-	II	II	II	II	主桁間に遊離石灰の析出、下部工橋座に滞水、支承の土砂詰まりや伸縮装置部からの漏水などが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
16	1026	多加一橋	30.60	B	1984年	36年	1	b	-	-	-	b	b	a	b	d	c	d	a	76	II	-	II	II	I	II	II	主桁、床版に遊離石灰の析出、下部工に最大0.2mmのひびわれや、伸縮装置からの漏水などが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
							2	b	-	-	-	d	b	a	d	d	b	d	b	67	II	-	II	II	I	II	II	II	主桁、床版に遊離石灰の析出、下部工に最大0.2mmのひびわれや、伸縮装置からの漏水などが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II
17	1028	竜神橋	21.80	A	1987年	33年	1	d	-	-	-	d	c	c	b	b	d	d	a	59	II	-	II	II	II	III	II	主桁定着部・床版に錆汁を伴う遊離石灰、下部工に最大0.3mmのひびわれや、支承201の沓座モルタル欠損などが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
18	1030	長岡橋	14.50	C	1989年	31年	1	d	-	-	-	-	a	d	d	d	b	d	b	67	II	-	-	I	II	II	II	主桁間から錆汁を伴う遊離石灰、支承204の土砂詰まりや、伸縮装置部からの漏水などが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
19	1034	大和橋	24.80	A	1995年	25年	1	b	b	-	-	d	b	b	d	d	b	b	a	67	II	II	II	II	II	III	II	主桁・横桁及び支承に防食機能の劣化、床版ひびわれ、下部工に1.0m2未満の剥離や、伸縮装置からの漏水などが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
20	1036	札滑橋	20.06	B	2001年	19年	1	a	-	-	-	d	b	a	a	-	b	a	d	83	I	-	II	II	I	II	II	床版に錆汁を伴う遊離石灰、下部工に1.0m2未満の遊離石灰や、舗装に最大5.0mmのひびわれなどが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
21	1037	忍橋	19.60	C	2003年	17年	1	a	-	-	-	b	a	a	b	-	a	a	a	95	I	-	II	I	I	II	II	床版に遊離石灰の析出や、伸縮装置のゴム劣化などが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
22	1501	第2号橋(BOX)	4.50	C	1954年	66年	1	c	-	-	-	-	c	-	-	-	a	-	a	88	II	-	-	II	-	I	II	主桁下面に最大0.2mmのひびわれや、下部工に1.0m2以上の剥離などが確認され、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい。	II	II	-
23	1502	第1号橋(BOX)	3.00	A	1960年	60年	1	d	-	-	-	-	c	-	-	-	c	-	d	78	III	-	-	II	-	III	III	主桁下面に鉄筋露出を伴う0.1m2以上の剥離、下部工に深さ55mmの剥離や、舗装に最大5mmの亀甲ひびわれなどが確認され、早期に措置を講ずべき状態である。	III	III	-

部材単位又は橋梁毎の健全性診断の判定区分

区分	状態	総合判定の目安
I	健全	部材または道路橋の機能に支障が生じていない状態 主部材(主桁・床版・下部工)がI判定の場合
II	予防保全段階	部材または道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態 他の条件(I, III, IV)に該当しない場合
III	早期措置段階	部材または道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態 主部材(主桁・床版・下部工)がIII判定の場合
IV	緊急措置段階	部材または道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 部材単位がIV判定の場合